

## かいごほけん 介護保険 のこと

### かいごほけんせいど ○ 介護保険制度 とは

わたし とし と ひつよう かいご かぞく しゃかいぜんたい  
私たちが 年を 取ったときに 必要になる 介護を 家族だけでなく、社会全体で

ささ あたら かいご かぞく しゃかいぜんたい ささ  
支える ための 新しい(介護)を、家族だけでなく、社会全体で 支える ための

あたらし せいど かいご とし ふだん せいかつ たす ひつよう ひと  
新しい 制度です。介護とは、年をとって普段の 生活を するのに 助けが 必要な 人の

せわ かいご ひつよう かね ほけんりょう ぜいきん だ  
世話を することです。介護に 必要な お金を 保険料と 税金から 出します。

にゅうよく はいせつ しょくじ まいにち せいかつ たすけ ひつよう  
入浴、排泄、食事などの 毎日の 生活をするのに 助けが 必要に なったとき、

さーびす う さーびす う にしのみやし  
サービスを 受けることが できます。この サービスを 受ける ためには、西宮市から

ようかいごにんてい う ひつよう ようかいごにんてい たす ひつよう  
要介護認定を 受ける 必要が あります。要介護認定とは、どのぐらい 助けが 必要かを

やくしょ き  
役所が 決める ことです。

う き きんがく なか かいごさーびす う  
これを 受けてから、決まった 金額の 中で 介護サービスを 受ける ことができます。

かいごさーびす う ばあい かね ぶん さーびす  
介護サービス を 受ける 場合は、もらう ことができる お金の 分の サービスを  
うける ことができます。)

### ひほけんしゃ ○ 被保険者 とは

さい いじょう ひと さい いりょうほけん こくみんけんこうほけん しょくば けんこうほけん  
65歳 以上の 人と、40～64歳で 医療保険、国民健康保険、職場の 健康保険など に

かにゅう にしのみやし じん  
加入して いる 西宮市民 です。

#### だいごうひほけんしゃ ① 第1号被保険者

さい いじょう にしのみやし じん さいいじょう かにゅう  
65歳 以上の 西宮市民 (65歳以上であれば、みんな 加入 します)

だい ごう ひ ほけんしゃ  
② 第2号被保険者

さい にのみやし みん いりょう ほけん かにゆう ひと かにゆう  
40～64歳の 西宮市民 (医療保険に 加入している 人も みんな 加入します)

だい ごう ひ ほけんしゃ だい ごう ひ ほけんしゃ ほけんりょう はら かた さーびす う じょうけん  
第1号被保険者と 第2号被保険者では、保険料の 払い方や サービスを 受ける 条件が  
ちが  
違います。

せいど れんらくさき  
(制度に ついての 連絡先)

にのみやしやくしよ かいごほけんか  
西宮市役所 介護保険課 0798-35-3313

ほけんりょう  
○ 保険料 のこと

だい ごう ひ ほけんしゃ だい ごう ひ ほけんしゃ ほけんりょう ちが ほけんりょう き  
第1号被保険者と 第2号被保険者は、保険料が 違います。保険料 について 聞くところも  
ちが  
違います。

ほけんりょう はら れんらくさき  
<保険料を 払うための 連絡先>

だい ごう ひ ほけんしゃ てつづ  
・ 第1号被保険者が 手続きをする ところ

にのみやしやくしよ かいごほけんか  
西宮市役所 介護保険課) 0798-35-3148

だい ごう ひ ほけんしゃ てつづ  
・ 第2号被保険者が 手続きする ところ

かにゆう いりょう ほけんしゃ そうだん  
加入して いる それぞれの 医療保険者に 相談して ください。

かいごさーびす  
○ 介護サービスを うけるには

う  
(1) 受ける ことが できる とき

さいいじょう だい ごう ひ ほけんしゃ かいご ひつよう ばあい かいごさーびす う  
65歳以上 (= 第1号被保険者) で 介護が 必要な 場合、介護サービスを 受ける

せいかつの いろいろなこと (にのみやしの ばあい)

ことが できます。40歳から 64歳の 人は、 年を とった せいで おこる 特別な 病気

(パーソンキン 病 など 16種類が 決まって います。

介護を 受けないと いけない時に、サービスを 受ける ことが できます。

## (2) 要介護認定のこと

介護サービスを 受けるには、要介護認定が 必要です。

市役所に 申し込みの 書類を だします。

書類を 出してから、どのぐらい 助けが 必要かを、役所の 係の 人が 調べます。

調べた 結果と 医者の 意見を 書いたものを 使って、介護認定審査会が、どのぐらいの

助ける 必要が あるのかを 決めます。

要介護認定の 介護の程度の結果は、要支援1、2 要介護1~5の 7つの 種類が ありま  
す。

## (3) ケアプランのこと

要介護認定で 7つの種類の どれかに 認定されると、要介護1~5の人の ために、介護支援

専門員 (ケアマネージャー) が、居宅サービス計画 (=ケアプラン) を 作ります。

要支援1、2の人は 地域包括支援センターが 居宅サービス計画をつくれます。

介護支援専門員は、家に 訪問して 介護をする 会社などに います。

作った 計画によって、サービスを 受けます。

要介護認定を 申し込むときは 西宮市役所の 高齢福祉課に 聞いて ください。

介護サービスの 内容などは、西宮市役所の 介護保険課に 聞いて ください。

れんらくさき  
(連絡先)

にしのみやしやくしよ こうれいふくしか  
西宮市役所 高齢福祉課 0798-35-3133、3348

にしのみやしやくしよ かいご ほけんか  
西宮市役所 介護保険課 0798-35-3048

※ くわ 詳しいことは、にほんご 日本語が わかるひと 人と いっしょ き 一緒に 聞いてください。